

○● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（6月14日第778号）

-
1. 大手通信関連会社の名称をかたり、自動音声や国際電話番号等を用いて架空の利用料金請求を行う事業者に関する注意喚起
～消費者庁からのお知らせ～
 2. ちょっと待った！その投資！SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺に注意
～京都府警察本部、京都府からのお知らせ～
 3. 会員登録時に注意！意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブル
ーその「スタート」ボタン、実は海外事業者の広告かも！？ー
～国民生活センターからのお知らせ～
 4. 自転車後部に同乗中の子どもの事故に注意！ー障害物と接触して大腿骨を骨折する事故もー
～国民生活センターからのお知らせ～

-
1. 大手通信関連会社の名称をかたり、自動音声や国際電話番号等を用いて架空の利用料金請求を行う事業者に関する注意喚起
～消費者庁からのお知らせ～

<事例（概要）>

- (1) 国際電話番号等から、「NTT ファイナンス」又は「NTT」の名称をかたって、未納料金があると告げる
- (2) 会員サイトやアプリケーションの利用料金が未納であると説明
- (3) 未納料金を支払わないと「裁判」になる、「法的措置」を採ると説明
- (4) 未納料金の支払方法として電子マネーによる支払を指示
- (5) 更なる未納料金名目の支払を請求

<消費者へのアドバイス>

- ・心当たりのない料金請求は無視しましょう。
- ・国際電話番号を使った架空請求に注意しましょう。
- ・「コンビニで電子マネーを購入して、カード番号を教えろ」は典型的な詐欺の手口です。絶対に応じないでください。
- ・公式ウェブサイトで注意喚起がされていないかを確認しましょう。
- ・「何か変だな」、「おかしいな」と思ったら、一度電話を切るとともに、誰かに相談をしましょう。

<詳細>

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/038202/>

<公表資料>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_240611_01.pdf

<問い合わせ先>

消費者政策課財産被害対策室 電話番号 03-3507-8800

2. ちょっと待った！その投資！SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺に注意

～京都府警察本部、京都府からのお知らせ～

<SNS型投資詐欺>

SNSグループや広告を入り口に、投資専門家や著名人とつながるように見せかけますが、本人を装った犯人の可能性があります。

<SNS型ロマンス詐欺>

SNSやマッチングアプリ等で出会った人が、やり取りする中で恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取ります。

<手口>

- ① あまい言葉にのると、入金をすすめられる、偽サイトへ誘導される、利益が上がっているように見せかける、精巧な偽投資サイトやアプリに誘導されます。
- ② 解約しようとするすると解約手数料などの名目でさらにお金を要求されます。
- ③ 被害者が詐欺と疑ったり、出金しようとするすると突然やり取りが途絶えたり、サイトにアクセスできなくなり、お金を引き出せなくなります。

<ポイント>

この手口の特徴として被害者がお金を入金する口座が、毎回異なっていることが多いです。

<詳細>

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/603857>

<問い合わせ先>

京都府警察本部 075-451-9111



3. 会員登録時に注意！意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブルーその「スタート」ボタン、実は海外事業者の広告かも！？ー

～国民生活センターからのお知らせ～

<事例1>

国内のオンラインストレージサービスの利用手続きをしたつもりが、知らない海外事業者から登録完了メールが届き、サブスク契約してしまったことに気づいた。解約したい。

<事例2>

会員カードを更新しようと、「スタート」ボタンから手続きをしたら、身に覚えのない契約内容が表示され海外サイトに登録してしまったようだ。事業者の連絡先がわからない。

<相談事例から見る問題点>

- ・消費者は広告と気付かずサブスクリプション契約の画面に誘導されている。
- ・消費者は契約先の事業者名や契約内容を認識できないままに、クレジットカード情報等を入力。

- ・事業者が“最終確認画面”を設けていない可能性がある。
- ・契約に気が付いた後も契約先の実態等がわからず、問い合わせ先もわかりにくい。

<消費者へのアドバイス>

- ・「スタート」等が表示されても、広告ではないかを確認しましょう。
- ・登録完了メールが届いていないか確認しましょう。また、クレジットカードの請求をこまめに確認しましょう。
- ・事業者への申し出の方法がよくわからない場合や不安に思った場合にはすぐに消費生活センター等に相談してください。

* 消費者ホットライン「188（いやや!）」番

* 越境消費者センター（Cross-border Consumer center Japan：CCJ）

海外の事業者との間での取引でトラブルにあった消費者のためのオンラインの相談窓口です。

<詳細>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240529_2.html



4. 自転車後部に同乗中の子どもの事故に注意！

— 障害物と接触して大腿骨を骨折する事故も — ～国民生活センターからのお知らせ～

<事例1> 身体のはみ出しにより大腿・下腿が障害物と接触した事例

- ・保護者の運転する電動アシスト自転車後部の幼児用座席に乗っていたところ、子どもの右足とガードレールが接触し、受傷した。
- ・保護者が運転する電動アシスト自転車後部の幼児用座席に乗っていたところ、徐行して車止めのポールを通過する際に子どもの右大腿がポールに接触し、股関節を開く形で受傷した。

<事例2> 身体のはみ出しにより頭部が障害物と接触した事例

自転車後部の幼児用座席に乗せて走行していたところ、電柱をよけようとした際に子どもの頭がふられて電柱に接触し打撲した。

<事例3> スポーク外傷の事例

保護者が運転する自転車の後ろの荷台に乗っていて、左足が巻き込まれた。幼児用座席は使用しておらず、サンダルを履いていた。

<消費者へのアドバイス>

- ・自転車後部の幼児用座席に乗った子どもは、前方の視界がほとんどありません。子どもにシートベルト及びヘルメットを適切に装着させ、身体をはみ出さないよう声掛けをしましょう。
- ・狭い通路を走行する際は、同乗させている子どもが障害物と接触しないよう、自転車から降りて押し歩いて通過しましょう。
- ・子どもを自転車に同乗させる際は、年齢や身長に合わせて必ず幼児用座席を使用しましょう。
また、荷台に子どもを乗せないこと、小学生以上の子どもを自転車に同乗させないことを徹底しましょう。

<啓発資料>

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240529_3_lf.pdf

<連絡先>国民生活センター 商品テスト部 電話 042-758-3165

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

☆☆ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ☆☆

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====